

令和2年3月11日

各部局等の長 殿

国立大学法人北海道大学総長職務代理

笠原正典

新型コロナウイルス感染症への北海道大学における当面の対応について（通知）  
（第6版）

標記の対応について、令和2年2月28日付け「新型コロナウイルス感染症への北海道大学における当面の対応について（第5版）」を通知しておりますが、国内外における感染者の拡大が続き、本学においても罹患者が発生する事態となりました。

つきましては、感染拡大防止や業務継続のための下記対応等を追加し、別紙のとおり定めましたので、引き続き適切な対応をお願いいたします。

なお、本学の対応については、最新の情報に留意し、適宜見直しを行い、その都度通知を発出する予定です。

【主な追加対応等】

- ・ 入国拒否対象地域に、韓国・イラン・イタリアの一部地域を追加。
- ・ 中国、韓国の入国規制（検疫強化・査証制限）について追加。
- ・ 教職員の多数感染時における業務継続の方法検討を追加。
- ・ 就業上の措置等を追加。
- ・ 感染防止の取組について追加。

※別紙の追加箇所・・・朱書き表記

【本件担当】

総務企画部総務課企画担当

内線 2064

s-kikaku@general.hokudai.ac.jp

総務企画部総務課リスクマネジメント担当

内線 2190

r-mgmt@general.hokudai.ac.jp

新型コロナウイルス感染症への北海道大学における当面の対応  
(令和2年3月11日現在)

1. 今後の海外渡航について

渡航制限について

渡航先別の渡航制限は下表のとおり。

	外務省の感染症危険情報 レベル3の国・地域 ※1	外務省の感染症危険情報 レベル2の国・地域 ※1
学生	渡航不可	原則渡航不可※3
教職員	渡航不可※2	不要不急の渡航は自粛すること※3

※1 外務省の感染症危険情報については、外務省海外安全 HP で最新の情報を確認すること。なお、レベル2, 3以外の地域については、外務省海外安全 HP 「各国・地域における新型コロナウイルス感染症に係る入国制限と入国後の行動制限措置に関する状況」を確認すること。( <https://www.anzen.mofa.go.jp/> )

※2 ただし、教職員において、渡航に関し特段の理由がある場合（現地での新型コロナウイルス関連調査等）はこの限りでない。

※3 やむを得ず渡航する場合は、感染防止のための対策（人混みを避ける、マスクを着用する、石けんを使用した手洗い等）を取るとともに、家族や所属部局の担当部署と速やかに連絡が取れるようにしておくこと。

2. 海外からの日本への入国について

1) 地域ごとの入国制限は下表のとおり。

	入国拒否対象地域	入国規制のある地域	入国制限のない地域
地域	<b>中国</b> ：湖北省，浙江省 <b>韓国</b> ：大邱広域市，慶尚北道清道郡，慶山市，安東市，永川市，漆谷郡，義城郡，星州郡，清道郡 <b>イラン</b> ：コム州・テヘラン州・ギーラーン州 <b>イタリア</b> ：ロンバルディア州，ヴェネト州エミリア・ロマーニャ州，マルケ州，ピエモンテ州	<b>中国</b> ：全地域 <b>韓国</b> ：全地域	・左記を除くその他の地域・国

制限内容	<p>入国不可。</p> <p>日本到着時14日以内に上記地域に滞在歴のある外国籍の者及び上記地域発行の旅券を所持する外国籍の者は日本への入国が制限されているため。</p>	<p><b>検疫の強化</b></p> <p>・検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。</p> <p><b>査証制限</b></p> <p>・中国及び韓国に所在する日本大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力の停止。</p> <p>・香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置の停止の措置。</p> <p>※3月末日までの期限付き措置</p>	<p>入国制限なし。</p> <p>ただし、入国の際には別添（新型コロナウイルス感染症に対する注意喚起）の対応を取ること。</p> <p>また、感染が疑われる症状がある場合は、所属部局の担当部署にメール等により報告すること。</p>
------	--	---	--

### 3. 新型コロナウイルスに罹患等した場合の取扱いについて

#### 1) 学生が罹患等した場合

##### (1) 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生等、以下に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」とする。

(出席停止の判断の目安)

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

なお、出席停止により欠席した授業科目については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行う。

##### (2) 出席停止期間

- ・上記(1)①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

学校保健安全法施行第19条第1項の規定に基づき、出席停止期間は「治癒するまで」とする。登校の再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等を提出すること。

- ・上記(1)②及び③の場合

保健所等の相談窓口へ相談するとともに、指示に従って医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は治癒するまでとする。それ以外の場合は症状が治まるまでとする。

(3) 報告の徹底

罹患等、上記(1)①～③に該当した場合は、電話又はメールにより所属部局等の事務部に報告すること。

※ 詳細については、2月25日付け「学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について（通知）（第2版）」を参照。

2) 教職員が罹患等した場合

(1) 就業禁止

新型コロナウイルス感染症と診断された教職員等、以下に該当する場合は「就業禁止」とする。

- ①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者となった場合
- ③部局等の長が職場内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者となった場合

(2) 就業禁止期間

- ・上記(1)①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合  
診断された日から医療機関により治癒したと診断される日までとする。
- ・上記(1)②及び③の場合  
新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日から14日間とする。ただし、当該者の健康状況等によっては必要に応じて延長することがある。

(3) 報告の徹底

罹患等、上記(1)①～③に該当した場合は、電話又はメールにより所属部局等の事務部に報告すること。

※ 詳細については、3月5日付け「新型コロナウイルス感染症に罹患した職員及び濃厚接触者等となった職員の就業上の措置について（通知）」を参照。

4. 就業上の措置等

1) 子の看護休暇の取得要件の追加

詳細については、2月28日付け「子の看護休暇の取得要件の追加について（通知）」を参照。

2) 病院及び子どもの園保育園に勤務する職員の就業上の取扱い

詳細については、2月28日付け「発熱等の症状がある北海道大学病院及び子どもの園保育園に勤務する職員の就業上の取扱いについて（通知）」を参照。

5. 教職員の多数感染時における業務継続の方法検討について

1) 今後、新型コロナウイルスの患者数の急速な増加に伴い、一時期に多数の教職員が感染し、又は濃厚接触者となり勤務を欠くおそれがある。そのような場合においても、可能な限り業務を継続するため、あらかじめ業務の洗い出しを行い、優先順位の高い重要業務を継続するための方策を検討しておくこと。

2) 特に少人数が配置されている施設を有する部局等にあつては、一時的に当該施設の教職員全員が感染し、又は濃厚接触者となり勤務を欠くことが想定されることから、業務

継続が可能となるよう検討しておくこと。また、やむを得ず業務を休止せざるを得ない場合であっても、対外的な影響を最低限にすること。

- 3) 事務については、事務局の各課（政策調整室及び監査室を含む。）又は部局等の事務部に置く担当の職員の全員が、一時期に感染し、又は濃厚接触者となり勤務を欠いた場合には、原則として当該課又は当該事務部の中で支援するものとする。ただし、部局等の事務部にあっては、必要に応じて関連する事務局の課に個別に相談することとする。

## 6. 感染防止の取組について

### 1) 各部局等における感染症対策の徹底

発熱等の風邪の症状が見られるときは、大学や職場を休むこと。また、通常の風邪やインフルエンザ対策と同様の手洗い、咳エチケットの励行に努めるとともに、各部局等においては、玄関等への手指アルコール消毒液の設置、洗面台への液体石けんの設置、室内のこまめな換気の実施に努めること。

### 2) イベント等の開催における感染拡大の防止

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討すること。

**当面の間、特に、**多数の方が集まるイベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、原則、中止または延期とすること。

なお、やむを得ず開催する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとるとともに、開催方法の工夫の例を参考として、感染拡大防止の対策に務めること。

#### <感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある者は参加をしないよう周知を徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒液の設置
- ・こまめな換気の実施

#### <開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること
- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- ・イベントの内容を精選し、イベント全体の時間を短縮すること

### 3) 新型コロナウイルス蔓延を防ぐための対応（学生・教職員への呼びかけ）

これまでの感染事例から「換気が少ない閉鎖空間で複数人が一定時間、手を伸ばせば触れる距離間で会話をするような機会が危険である」ことがわかっているため、このような機会である懇親会、食事会、合宿等は中止または延期とすること。

また、不要不急な国内・国外への出張・旅行（私的旅行、学外者の本学受入も含む。）は、感染リスクがあることから、当面の間控えること。

※ 詳細については、3月2日付け「新型コロナウイルス蔓延を防ぐための対応について（依頼）」を参照。

## 7. ホームページ等の確認について

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、今後も本学ホームページに掲載することから、随時確認すること。